

新型コロナの便乗詐欺

国内外で新型コロナの感染者数は留まる気配がなく、大阪もようやく緊急事態宣言が解除され、飲食店のお客様も戻りかけた矢先に「第2波(?)」で、5人以上での飲食自粛等の要請が出され、まだまだ元の生活には戻れそうにありません。

こうした事態に際して、政府からは様々な助成金や給付金の制度が発表されていますが、これに便乗する詐欺被害（未遂）も多く報告されています。例えば、**役所の関係者を名乗る人から、給付のために必要といわれて銀行の通帳やカードを預けるように要求し、或いは暗証番号や口座番号を教えるように要求する電話**が掛かってきたというものです。役所の人がこのような電話をすることはあり得ませんので、**絶対に「渡さない・教えない」**でください。

また組合員の皆様は、事業者として事業者向けの家賃支援給付金や持続化給付金等の給付を受けることが可能です。これから給付金を受給するためには、「申請」が必要ですが、申請に

おいては基本的には電子申請となっており、支給条件に定められた売上減少を証明する資料の添付も必要です（サポート会場も設置されていますが、大変混んでいる上に、書類の不備があると出直す必要があります）。こうした申請の煩雑さから、**申請の代行を申し出てくる人**がいます。パソコンが苦手な方のお手伝いを申し出る人もいます。勿論、純粋に善意の人もいるかもしれませんが、事業者の口座に入金された給付金が無断で引き出されたり、あるいは法外な手数料を請求されたりする被害も出ています。

給付金等の申請に悩んだ場合には、**資格のある人（社会保険労務士や税理士・弁護士等）あるいは組合の方に相談**して下さい。

せっかくの給付金や助成金ですから、これらを最大限活用して、この苦境を乗り越えていきたいと思います。